

第99回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の当行の新株予約権等に関する事項
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 連結計算書類の連結注記表

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に掲載することにより開示しております。



株式会社千葉興業銀行

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：72個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 7,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年7月15日から 2044年7月14日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：71個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 7,100株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年8月5日から 2045年8月4日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：221個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 22,100株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年7月22日から 2046年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：209個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 20,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年7月22日から 2047年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：245個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 24,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年7月21日から 2048年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：565個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 56,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年7月25日から 2049年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：646個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 64,600株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年7月23日から 2050年7月22日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：624個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 62,400株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年7月23日から 2050年7月22日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	10人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、従来、耐用年数を3～50年として減価償却を行ってまいりましたが、2021年1月27日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ187百万円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,505百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 6,533百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識してい

ます。当行は、当感染拡大による経済活動への影響が2021年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(連結子会社の吸収合併)

当行は、2020年9月29日開催の取締役会において、関係当局の認可等を条件に、当行の連結子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称	株式会社千葉興業銀行
事業の内容	銀行業
被結合企業の名称	ちば興銀ビジネスサービス株式会社
事業の内容	事務代行業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社千葉興業銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

当行グループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、完全子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 733百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は815百万円、延滞債権額は33,005百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,289百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,119百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,773百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 164,536百万円

担保資産に対応する債務

預 金 498百万円

債券貸借取引受入担保金 4,638百万円

借 用 金 130,807百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産6,526百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,335百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、535,727百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが462,993百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 23,409百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は34,434百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 3,178百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 12,900百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、312百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	568 百万円
役員取引等に係る収益総額	32 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	35 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	703 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	－百万円
その他の取引に係る費用総額	1,889 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期 末 残 高(百万円)
子会社	ちば興銀カードサービス株式会社	所有 直接 100	各種ローンの被保証債務取引	被債務保証 (注1)	639,979 (注2)	－	－

(注1) 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、保証内容に応じて決定しております。

(注2) 取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期 末 残 高(百万円)
役員及びその近親者	田中 敏男 (注3)	－	当行常務執行役員 の近親者	資金の貸付 (注1)	161 (注2)	貸出金	156
	池田 澄子	－	元当行常務取締役 の近親者	資金の貸付 (注1)	68 (注2)	貸出金	68

(注1) 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 取引金額は、平均残高を記載しております。

(注3) 田中敏男氏は2020年12月25日に逝去されました。当事業年度末現在相続手続中のため、故人の名義で記載しております。

3. 当事業年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	共用資産1か所	土地及び建物等	104百万円
千葉県内	遊休資産1か所	土地及び建物等	1百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期 首株式数	当事業年度増 加株式数	当事業年度減 少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	3,010	1	34	2,977	(注1)
第二種優先株式	—	500	500	—	(注2)
合 計	3,010	501	534	2,977	

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(注2) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2021年2月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	33,464	33,736	272
	その他	—	—	—
	小計	33,464	33,736	272
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	870	848	△ 21
	その他	—	—	—
	小計	870	848	△ 21
合計		34,334	34,585	250

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	733
関連法人等株式	—
合計	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	33,657	11,680	21,976
	債券	187,594	186,587	1,007
	国債	10,081	10,035	46
	地方債	71,773	71,295	477
	社債	105,740	105,256	484
	その他	117,403	112,102	5,301
	小計	338,656	310,370	28,285
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	2,255	2,490	△ 235
	債券	72,695	73,173	△ 477
	国債	19,926	20,086	△ 160
	地方債	48,811	49,103	△ 292
	社債	3,958	3,982	△ 24
	その他	78,663	80,344	△ 1,681
	小計	153,613	156,008	△ 2,394
合計		492,270	466,378	25,891

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,261
その他	2
合計	1,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	644	136	14
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	10,838	1,026	251
合計	11,482	1,163	266

6. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券 206 百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、146 百万円（うち、株式 146 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

①時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落、且つ過去 1 年間の平均時価が 40%以上下落した状態にある場合

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	626 百万円
貸倒引当金	4,493
有価証券評価損	2,854
退職給付引当金	1,208
減価償却	157
その他	762
繰延税金資産小計	10,103
評価性引当額	△ 5,389
繰延税金資産合計	4,714
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,210
繰延税金負債合計	7,210
繰延税金負債の純額	2,496 百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,867円52銭
1株当たりの当期純利益金額	55円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	17円22銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 4社
ちば興銀カードサービス株式会社
ちば興銀ビジネスサービス株式会社
千葉総合リース株式会社
ちば興銀コンピュータソフト株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等4社の決算日は親会社と同一であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、従来、耐用年数を3～50年として減価償却を行ってまいりましたが、2021年1月27日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ187百万円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,505百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の子会社及び子法人等を除き税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 8,737 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「6. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（2）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染拡大による経済活動への影響が 2021 年 3 月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

（3）翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（連結子会社の吸収合併）

当行は、2020 年 9 月 29 日開催の取締役会において、関係当局の認可等を条件に、当行の連結子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しました。

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称	株式会社千葉興業銀行
事業の内容	銀行業
被結合企業の名称	ちば興銀ビジネスサービス株式会社
事業の内容	事務代行業

（2）企業結合日

2021 年 4 月 1 日

（3）企業結合の法的形式

当行を存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

（4）結合後企業の名称

株式会社千葉興業銀行

（5）その他取引の概要に関する事項

当行グループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、完全子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は940百万円、延滞債権額は33,543百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,289百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,782百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,773百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 164,536百万円

担保資産に対応する債務

預 金 498百万円

債券貸借取引受入担保金 4,638百万円

借 用 金 130,807百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産6,526百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金9百万円、金融商品等差入担保金171百万円及び保証金1,365百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、543,363百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが462,993百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 23,956百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は34,434百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却 308 百万円及び株式等償却 146 百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	共用資産 1 か所	土地及び建物等	104 百万円
千葉県内	遊休資産 1 か所	土地及び建物等	1 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については各社を 1 つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	4,500	—	500	4,000	(注 1)
第 1 回第六種優先株式	600	—	—	600	
第 1 回第七種優先株式	653	—	—	653	
第 2 回第七種優先株式	—	4	—	4	(注 2)
合 計	67,975	4	500	67,479	
自己株式					
普通株式	3,010	1	34	2,977	(注 3)
第二種優先株式	—	500	500	—	(注 4)
合 計	3,010	501	534	2,977	

(注 1) 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2021 年 2 月の自己株式消却による減少であります。

(注 2) 第 2 回第七種優先株式の発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

(注 3) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(注 4) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2021 年 2 月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	94	
	合 計		—	—	—	—	94	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月25日 定時株主総会	普通株式	177百万円	3円	2020年 3月31日	2020年 6月26日
	第二種優先株式	468百万円	104円	2020年 3月31日	2020年 6月26日
	第1回第六種 優先株式	330百万円	550円	2020年 3月31日	2020年 6月26日
	第1回第七種 優先株式	587百万円	900円	2020年 3月31日	2020年 6月26日
合計		1,563百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月25日 定時株主総会	普通株式	177百万円	利益剰余金	3円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第二種優先株式	416百万円	利益剰余金	104円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第1回第六種 優先株式	330百万円	利益剰余金	550円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第1回第七種 優先株式	587百万円	利益剰余金	900円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第2回第七種 優先株式	33百万円	利益剰余金	7,101円	2021年 3月31日	2021年 6月28日

2021年6月25日の定時株主総会において、議案を付議する予定であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、リスク統括部は、四半期毎に「大口信用供与等規制管理規程」により大口与信先の状況等を経営へ報告しております。更に与信集中防止の取組みとして、審査部は、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」に基づき、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先について、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個別与信方針検討会」を実施しております。

なお、営業部門（営業店等）や審査部門（審査部）から独立したリスク統括部が、信用リスク全体を統括管理しており、牽制が働く体制としています。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場関連リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取り締役に金利リスクの状況を報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジション限度を定めるとともに全通貨合算ベースにてポジションがスクエアになる様、日常的にコントロールし、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を計量しております。

このVaRの算定は、「有価証券」のうち株式についてヒストリカル法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間は純投資目的は60日、それ以外は120日）、株式以外の金融商品については分散・共分散法（信頼区間99%、観測期間1年、保有期間は「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引」は240日、それ以外は60日）を採用しております。

2021年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で36,909百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	359,415	359,415	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	132	132	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	34,334	34,585	250
その他有価証券	493,245	493,245	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	2,295,318 △ 7,593		
	2,287,725	2,310,604	22,878
資産計	3,174,853	3,197,982	23,129
(1) 預金	2,768,896	2,768,948	52
(2) 譲渡性預金	108,500	108,500	—
(3) 借入金	145,202	145,236	34
負債計	3,022,598	3,022,685	87
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(136)	(136)	—
デリバティブ取引計	(136)	(136)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ、金利キャップ等)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,261
② 組合出資金(*2)	2
合計	1,264

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	328,556	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	8,975	16,026	8,182	1,067	82	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	37,176	69,370	69,844	102,792	102,025	39,828
貸出金(*)	422,773	328,959	282,762	224,221	276,634	722,922
合 計	797,481	414,356	360,789	328,081	378,741	762,750

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない34,946百万円、期間の定めのないもの2,098百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,668,261	94,013	6,620	—	—	—
譲渡性預金	108,500	—	—	—	—	—
借入金	138,304	6,173	723	—	—	—
合 計	2,915,066	100,187	7,344	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	33,464	33,736	272
	その他	—	—	—
	小計	33,464	33,736	272
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	870	848	△ 21
	その他	—	—	—
	小計	870	848	△ 21
合計		34,334	34,585	250

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	34,632	11,780	22,852
	債券	187,594	186,587	1,007
	国債	10,081	10,035	46
	地方債	71,773	71,295	477
	社債	105,740	105,256	484
	その他	117,403	112,102	5,301
	小計	339,631	310,470	29,161
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,255	2,490	△ 235
	債券	72,695	73,173	△ 477
	国債	19,926	20,086	△ 160
	地方債	48,811	49,103	△ 292
	社債	3,958	3,982	△ 24
	その他	78,663	80,344	△ 1,681
	小計	153,613	156,008	△ 2,394
合計		493,245	466,478	26,766

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	644	136	14
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	10,838	1,026	251
合計	11,482	1,163	266

5. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 206 百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、146 百万円（うち、株式 146 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

①時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落、且つ過去 1 年間の平均時価が 40%以上下落した状態にある場合

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,938 円 72 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	57 円 34 銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	17 円 56 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 25百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	2014年7月14日	2015年8月4日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年8月5日から 2045年8月4日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,200株	普通株式 51,300株	普通株式 102,600株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年7月22日から 2047年7月21日まで	2018年7月21日から 2048年7月20日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,000株
付与日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年7月23日から 2050年7月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	10,000株	10,400株	33,300株
権利確定	—	—	—
権利行使	2,800株	2,200株	5,600株
失効	—	—	—
未行使残	7,200株	8,200株	27,700株

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	31,400株	45,900株	102,600株
権利確定	—	—	—
権利行使	4,700株	6,400株	12,800株
失効	—	—	—
未行使残	26,700株	39,500株	89,800株

	第8回新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末	—
付与	127,000株
失効	—
権利確定	127,000株
未確定残	—
権利確定後	
前連結会計年度末	—
権利確定	127,000株
権利行使	—
失効	—
未行使残	127,000株

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	240円	240円	240円
付与日における公正な評価単価(注)	734円	700円	377円

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	240円	240円	240円
付与日における公正な評価単価(注)	540円	425円	258円

	第8回新株予約権
権利行使価格(注)	1円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価(注)	196円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第8回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権
株価変動性(注1)	38.97%
予想残存期間(注2)	15年
予想配当(注3)	3円/株
無リスク利率(注4)	0.25%

(注1) 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注3) 直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。